

# 前橋市社会福祉協議会 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が所有する財産に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、もって、市社協の財源を確保するとともに、市民サービスの向上を図るものとする。

(広告の種類)

第2条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が適当と認めるものについて行うものとする

- (1) 市社協が作成する印刷物又は刊行物
- (2) 市社協がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市社協ホームページ」という。）
- (3) 市社協が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

(広告の範囲)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、市社協の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないとして認めるもの

(申込者の範囲)

第4条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他会長が適当と認めたもの

(募集等)

第5条 会長は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、市社協ホームページ、社協だより等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、会長に申し込むものとする。

(掲載の可否の決定)

第6条 会長は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、この要綱及びこの要綱に基づき定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・

不掲載決定通知書（様式第2号）により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

- 3 会長は、広告掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（掲載料）

第7条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）の額は、当該広告の種類に応じ、別に定めるものとする。

- 2 広告主は、掲載料を会長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、会長が特別な理由と認めた場合は、この限りではない。

- 3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（掲載の決定の取消し）

第9条 会長は、運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月17日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。